

税関様式 B 第 1415 号
令和 年 月 日
第 号

業務改善命令・監督（懲戒）処分に関し弁明を求めるための通知書

殿

税 関 長

貴社（通関士 ）に対する業務改善命令・監督（懲戒）処分にかかる
弁明を記載した書面を（以下「弁明書」という。）を提出してください。

記

1. 命令・処分の内容及び根拠となる法令の条項
2. 命令・処分の原因となる事実
3. 弁明書の提出先及び提出期限（口頭による弁明を認めた場合は、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）

（注） 1. 弁明は、原則として、弁明書を提出してすることとなっていますが、税関長が口頭で弁明することを認めた場合は、口頭による弁明をすることができます。

2. 弁明するときは、証拠書類又は証拠物を提出することができます。

（規格 A 4）